## ■貝塚市新庁舎整備事業 様式集に関する質問に対する回答

	該当箇所							
No	頁	第	数字				──	質問に対する回答
1	4	第1					提出ファイルの形式 (フラットファイル・チューブファイル等) は指定がないようですが、事業者の任意の形式でよろしいでしょうか。	提出ファイルの形式について、ご理解のとおりです。
2	5	第2	1				「応募者の企業名を伏せて選定を行うため、提案書の記述に際して、企業名、ロゴ、住所、氏名等応募者が特定されるような表現は用いないこと。」とありますが、副本だけでなく正本も企業名を伏せるということでしょうか。	様式集様式20から様式66(様式54及び様式61を除く。)について、正本及び副本における応募者の企業名、ロゴ、住所、氏名等応募者が特定されるような表現は伏せてください。
3	5	第2	1				「応募者の企業名を伏せて選定を行うため、提案書の記述に際して、企業名、ロゴ、住所、氏名等応募者が特定されるような表現は用いないこと。」とありますが、代表企業及び構成員に関して具体名を出さないという理解でよろしいでしょうか。 (融資確約書や関心表明書は具体名を出す必要性があるため)	No. 2の回答をご参照ください。
4	5	第2	1				応募者の企業名を伏せて選定を行うとありますが、提案書の正・副全てにおいて応募者が特定されないように 作成するのでしょうか。	No. 2の回答をご参照ください。
5	5	第2	3				「提案提出時には・・・CD-Rを2枚提出」とありますが、募集要項P13には「DVD2枚を提出」とあります。どちらが正でしょうか。	CD-Rの格納容量を超える場合は、DVD-Rとする内容に修正します。
6	14						(様式 6) 設計企業に関する資格 (様式 7) 工事監理企業に関する資格 設計・工事監理 各項目において、企業実績の内容を記載となっておりますが、今回業務の従事予定担当者の個 人実績については、提出書類は不要と考えて宜しいでしょうか。ご教示願います。	当該従事予定担当者の個人実績に関する提出書類については、ご理解のとおりです。
7	16						(様式8)建設企業に関する資格 応募者の参加資格要件の中で、"③建設業務を行う者 オ"にて主任技術者又は監理技術者の実績の記載がありますが、参加表明書の提出書類として、建設企業に関する資格などに技術者の記載欄がありません。参加表明書提出時点においては、技術者の実績の記載は必要ないとの理解でよろしいでしょうか。	参加表明書提出時点における当該技術者の実績の記載について、ご理解のとおりです。
8	17						(様式9)工事実績調書 建築確認申請書に添付された建築計画概要書及び図面(工事特記仕様書、面積表、配置図、平面図、立面図、 断面図及びその他必要な図面)については、発注者が保管していることから、借用が必要となります。「一般 財団法人 日本建築情報センター」に登録されている「登録内容確認書(CORINS)」の提出に替えさせて頂け ないでしょうか。	「登録内容確認書 (CORINS)」での提出も可能とします。ただし、募集要項9頁に記載の建設企業の実績の要件が確認できない場合は、不可とします。
9	17						(様式9)工事実績調書、(様式10)工事施工証明書 建設業務を複数で実施する場合、実績要件は1者以上であるため、本様式の提出も1者以上という理解でよろ しいでしょうか。	建設業務を複数で実施する場合の当該様式の提出について、ご理解のとおりです。
10	17						(様式9)工事実績調書 本調書に各種証明書類を添付することとなっていますが、使用する実績がコリンズ登録されている場合、当該コリンズ登録書があれば、物件の契約書の写しや図面等の添付は不要としていただけないでしょうか。	No. 8 の回答をご参照ください。
11	18						(様式10) 工事施工証明書 「工事施工証明書」は建築主による記名押印の書式となっていますが、建築主による記名押印が困難な場合、 建設企業の代表者による記名押印による施工証明書でもよろしいでしょうか。	工事施工証明書について、建設企業の代表者による記名押印によるものは不可とします。
12	23						(様式15) その他の添付書類 会社概要は会社パンフレット等を用いてもよろしいでしょうか。	会社パンフレット等でも可能とします。
13	23						(様式15) その他の添付書類 応募に際しては、受任者として貴市入札参加資格登録を行っている関西地区支店長名での申込みを考えております。この場合であっても、本社所在地の納税証明書のみの準備で宜しいでしょうか。	その他の添付書類における納税証明書について、ご理解のとおりです。

1

## ■貝塚市新庁舎整備事業 様式集に関する質問に対する回答

			Ī	該当箇所	ŕ		
No	頁	第	数字			質問の内容	質問に対する回答
14	23					(様式15) その他の添付書類 添付書類として商業登記簿謄本の提出を求められていますが、履歴事項全部証明書と読み替えてよろしいでしょうか。また、税務署が発行する納税証明書又は履歴事項全部証明書の提出を求められておりますが、商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の添付を別項目で求められているので、納税証明書の添付が必須であるという理解でよろしいでしょうか。	商業登記簿謄本及び納税証明書の記載について、様式集様式15の内容を修正します。
15	23					(様式15) その他の添付書類 本社所在地の市区町村が発行する納税証明として未納がない証明の提出を求められておりますが、未納がない 証明書の発行がされていない場合は納税額が表示された納税証明書でもかまわないでしょうか。	その他の添付書類における納税証明書の取扱いについて、ご理解のとおりです。
16	33					(様式22)本事業に関する基本的な考え方 他 提案書について各様式はA4×1枚となっていますが、補足説明用の図表は別途添付することでも宜しいでしょうか。	補足説明用の資料を別途添付することは不可とします。 様式集5頁に記載の提出書類作成要領「キ」の項目に、「なお、補足説明用の図表等を別添とし、枚数外とす ることは認めない。」を追記します。
17	33					(様式22) 本事業に関する基本的な考え方 他 提案書の各様式の上下左右の余白のサイズについては特に指定がありませんが、読みやすい範囲で応募者が任 意に設定してよろしいでしょうか。	提案書の各様式の上下左右の余白のサイズについて、ご理解のとおりです。
18	65					(様式54) 価格提案書 民間収益業務に係る土地貸付料を記載する様式がないようです。様式49に記載するということでよろしいでしょうか。	様式集様式54に民間収益業務(付帯事業)の地代に対する提案価格を記入する箇所を追記します。
19						(様式55)提案価格内訳書本様式では「基準金利は、2019年4月3日の・・・」とありますが、事業契約書(案)別紙7では「基準金利は、2019年7月1日の・・・」とあります。どちらが正でしょうか。仮に2019年7月1日が正だとすると、事業費算出および事業提案書作成のスケジュールを勘案すると、反映するのが非常に困難です。4月3日を正とする若しくは6月上旬頃の日付を採用いただけないでしょうか。	事業契約書(案)別紙7の記載を「提案時の基準金利は、2019年7月1日の…」から「提案時の基準金利は、2019年4月3日の…」に修正します。
20						(様式55)提案価格内訳書 「割賦金利は、基準金利と提案スプレッドの合計による金利とすること。基準金利は、2019年4月3日のTOKYO SWAP REFERENCE RATE 6ヶ月LIBORベース5年物(円-円)金利スワップレート(基準日午前10時。テレレート 17143ページ。)とする。」とありますが、提案に用いる割賦金利であり、事業契約の規定に従い、改定される ことを確認願います。	
21						(様式55) 提案価格内訳書 「割賦金利は、基準金利と提案スプレッドの合計による金利とすること。基準金利は、2019年4月3日のTOKYO SWAP REFERENCE RATE 6ヶ月LIBORベース5年物(円-円)金利スワップレート(基準日午前10時。テレレート17143ページ。)とする。」とありますが、同スワップレートは-0.029%とマイナス金利となっております。金融機関は基準金利がマイナス金利となる融資を供与しないため、民間事業者は本事業に参加することができなくなります。提案に用いる割賦金利の基準金利は0%とするよう修正願います。	
22						(様式56) 提案価格内訳書 (施設の整備業務) 他 「注1 記入欄及び項目については、提案に応じて適宜調整すること。」とありますが、項目を減らすこと (例えば、設計費の解体工事と改修工事を合算表記とするなど) は認められるでしょうか。	項目を減らすことは認められません。
23						(様式56-2) 施設整備に係る対価(サービス対価A-1) 支払表 支払対象が2020年度分、2021年度分、2022年度分と区分されていますが、サービス対価A-1は出来高に応じて支 払を受けることができるということでしょうか?事業契約別紙7には年度毎の支払いがあるという規定がござい ませんので、年度毎の支払いがある場合は事業契約別紙7にその内容を規定いただけますようお願いします。	

## ■貝塚市新庁舎整備事業 様式集に関する質問に対する回答

No					該	当箇月	f		割賦期間の開始が2022年5月から記載するようになっております。これは、新庁舎の引渡しから割賦が始まると  賦払いは発生しま	
		頁	第	<b>*</b>	数字					
24	4								考えてよいという事でしょうか。また、その場合、解体撤去等に関する引渡しである2024年以降に当該業務に対応する割賦が、新たに始まると考えて宜しいでしょうか。	